

知多北部広域連合職員の定年等に関する条例

(平成 11 年 7 月 1 日 条例第 17 号)

改正 平成 13 年 3 月 1 日 条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3 の規定に基づき、職員の定年等について必要な事項を定めるものとする。

(定年等)

第 2 条 職員の定年等については、東海市の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 条例第 3 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。